

「電波法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

[意見募集期間：令和5年9月8日～同年10月9日]

提出件数 3件（個人 1件、不明 2件）

意見提出者一覧（五十音順）

個人（1件）	不明（2件）
--------	--------

No	意見提出者	提出された意見	提出された意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>&lt;該当箇所&gt; 全般</p> <p>&lt;意見&gt; 受付締切日時の「2023年10月9日0時0分」は「2023年10月9日23時59分」としたほうがよい。意見公募要領に意見提出期間は10月9日まで旨の記載があるのだから。</p>	御意見を踏まえ、直ちに意見公募要領に合わせ、e-Govの意見募集受付締切日の期限前までに修正いたしました。	無
2	不明	<p>&lt;該当箇所&gt; 第51条の4の2第1項第2号の改正規定</p> <p>&lt;意見&gt; 「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めることで、具体的に何が変わるのか（どのようにデジタル化が進むのか）。</p>	従来の「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めることで、指定無線設備小売業者は記録媒体の種類を特段意識せずに準備することが可能となり、改正前と比して、電磁的記録媒体での交付手続が容易になります。これにより、デジタル技術を活用した電磁的記録媒体での交付手続を活用する指定無線設備小売業者が増加するほか、指定無線設備小売業者、購入者の双方でペーパーレスが図られ、ひいてはデジタル化に貢献することが想定されます。	無
		<p>&lt;該当箇所&gt; 第51条の4の3の改正規定</p> <p>&lt;意見&gt; 改正の趣旨を明らかにされたい。</p>	過去の政令改正に伴う形式的な修正（条ずれ）です。	無
3	不明	<p>&lt;該当箇所&gt; 全般</p> <p>&lt;意見&gt; 記録媒体を指定する規定の見直しに賛成します。 理由：記録媒体の規格が次々と提案・登場するうえに、規格争いも多々あるため、規格があっという間に非現行化する姿（例：フロッピーディスク）をいろいろ見てきました。記録媒体を指定する規定が残っていると、非現行化した記録媒体を用意することが実情に合わない、記録後の記録媒体を読み書きできないためにデータを失うなどの弊害が発生することとなります。このような弊害をなくすため、見直しに賛成することとしました。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無